

## クリーンエネルギー自動車とは

clean

平成9年6月に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、促進を図るべき新エネルギーを利用する自動車として、電気自動車（ハイブリッド自動車も含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車を規定しています。

これらの自動車や近未来エコカーと呼ばれる燃料電池自動車等は、従来のガソリンや軽油を使用した自動車と比べて、二酸化炭素、窒素酸化物や粒子状物質の排出がきわめて少なく、クリーンエネルギー自動車と呼ばれています。

本パンフレットでは、これらの自動車を中心に紹介しています。

